

# 足立区立足立小学校 P T A

## 規約

足立区立足立小学校 P T A

東京都足立区足立3丁目11番5号

電話 03（3887）8891

## 第Ⅰ章 総 則

### (名称)

第1条 本会は、足立区立足立小学校PTA（保護者と教職員の会）と称し、事務所を同校内におく。

### (目的)

第2条 本会は、会員である保護者と教職員が教育に関する理解を深め、よい保護者・よい教師として学び成長するとともに、児童のよい教育環境づくりを実践する事を目的とする。

### (方針)

第3条 本会は、次の方針で運営される。

- (1) 本会は自主・中立的で他のいかなる組織・団体にも干渉されない独立した組織であり、その運営にあたっては営利を目的としない。
- (2) 本会は学校の管理や人事には干渉しないが、学校教育について意見を述べ、参考資料を提出し、学校と建設的な関わりを持つことができる。
- (3) 本会は児童の教育や福祉のために活動する他の諸団体と協力し、交流を行う。
- (4) 本会は会員のボランティア参加を基本とし、民主的に運営される。

### (活動)

第4条 本会は、第2条の目的達成に向けて、次の活動を行う。

- (1) 学校教育・家庭教育および社会教育を理解し、学校や他の諸団体と協力する。
- (2) 会員相互の教養を高め、児童の健全な育成をはかる。
- (3) 学校・家庭・地域における教育環境の検討・改善と、児童の安全確保に努める。
- (4) 会員相互の理解と信頼を培い、親睦を深める。

## 第Ⅱ章 会 員

### (資格)

第5条 本会の会員は、足立小学校に在学する児童の保護者および同校の教職員とする。

### (権利と義務)

第6条 本会の会員は、すべて平等であり、次の権利と義務をもつ。

- (1) 本会へは原則として児童入学とともにに入会とし、児童卒業とともに退会とする。
- (2) 役員・委員の選出や承認・否認および役員・委員の任に就くこと。
- (3) 総会をはじめとする諸会議に出席すること。
- (4) 議事録をはじめ、諸帳簿を閲覧すること。
- (5) 会費を納入すること。
- (6) 本会の規約・細則を遵守すること。

## 第Ⅲ章 組 唯

### (種類)

第7条 本会には次の組織をおく。

- (1) 総会
- (2) 代表委員会
- (3) 役員会
- (4) 各委員会
- (5) 役員選考特別委員会（非常設機関）

(総会の成立・議決)

第8条 総会は全会員で構成される、本会最高の議決機関である。全会員の過半数の出席（委任状または書面表決書を含む）をもって成立し、その議事は出席者の過半数をもって議決される。賛否同数となった場合は議長が決定する。

(1) 定時総会：年1回、会長が召集する。

(2) 臨時総会：代表委員会が必要と認めたとき、または全会員の3分の1以上の要請があった場合は、臨時総会を召集することができる。

(総会の権限)

第9条 総会は次の権限をもつ。

- (1) 決算および予算案の審議・承認
- (2) 事業報告および事業計画案の承認
- (3) 規約の制定・改廃
- (4) 役員の承認・否認
- (5) その他重要事項の審議・承認

(代表委員会)

第10条 代表委員会は、正副会長・会計・書記・各委員会の委員長または副委員長等をもって構成され、総会に次ぐ議決・執行機関である。年3回の開催を基本とする。

(役員会)

第11条 役員会は、正副会長・会計・書記で構成され、代表委員会の議題となる議案の企画や、各委員会間の調整、緊急事項等の対応を行なう執行機関である。必要に応じて隨時開催とする。

(各委員会)

第12条 各委員会の構成については、「各委員会・委員に関する細則」に定める。

#### 第4章 役員・委員

(役員・委員の構成と任期)

第13条 本会には次の役員と委員をおく。ただし、会長以外の役職は、人数を増減する場合もある。

(1) 役員の構成

会長 1名

副会長 2名以上（うち1名は副校長）

会計 2名以上

書記 2名以上

会計監査 2名以上（うち1名は教職員）

なお、会長と会計監査を除く役職については、兼任できるものとする。

(2) 役員の任期

役員の任期は1年とし、補欠者は前任者の残任期間を任期とする。ただし、本人の同意があり、総会の承認を得た場合の任期延長は、この限りではない。

(3) 委員の構成・任期については、「各委員会・委員に関する細則」に定める。

(役員の選出)

第14条 役員の選出については「役員選考特別委員会に関する細則」に定める。

(役員の任務)

第15条 役員は、次の任務をもつ。

- (1) 会長は、この会を代表して会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐する。会長が職務遂行できない時は、会長より任命を受けた副会長が任期中を限度として職務を代行する。
- (3) 会計は、経理を担当する。
- (4) 書記は、会議の記録作成および関係機関との連絡を担当する。
- (5) 会計監査は、本会の会計を監査し、総会に報告する。また、任務の性格上、役員会などの諸会議には参加しない。
- (6) 校長をはじめとする教職員は、必要に応じて諸会議に出席し、意見を述べることができる。

(顧問)

第16条 本会に顧問をおくことができる。顧問は本会の歴代会長とし、本会の重要事項について会長の諮問に応じることをその役割とする。

## 第5章 会 計

(会費)

第17条 本会の会費は、総会の決議によりに決定する。金額は一世帯あたり月額 300 円、8 月をのぞく 11 ヶ月換算で年額 3,300 円とする。転入者については転入日を含む月から起算して月割徴収とし、転出およびその他の理由により本会を退会する場合は返金しないものとする。

(会費の徴収)

第18条 会費の徴収方法については、原則として学校が徴収する教材費・給食費等と同一の方法により行うものとする。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。

## 第6章 付 則

(規約外事項)

第20条 本規約に定めのない事項は、役員会で協議のうえ決定する。

第21条 本規約は設立総会での議決により成立し、即日施行するものとする。

第22条 本規約に関連し、慶弔・見舞に関する内規を別途定める。

第23条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

平成 25 年 11 月 30 日 新規作成・同日施行。

平成 26 年 4 月 26 日 一部改正。

平成 27 年 5 月 15 日 一部改正。

平成 31 年 4 月 20 日 一部改正。

令和 2 年 7 月 11 日 一部改正。

## 慶弔金・見舞金・記念品等に関する規程

この規程は、本規約第22条に基づき、会員に慶弔があった場合の祝金、弔慰金及び見舞金や、役員退任の際の記念品について定める。

**第1条** 本会の会員や児童に不幸のあったときは、次の弔慰金を執行する。

- (1) 会員の死亡時 10,000円
- (2) 児童の死亡時 10,000円

**第2条** 教職員の転出・退職があったときは、次の祝金を贈る。

- (1) 勤続3年未満は3,000円、7年未満は5,000円、それ以上は10,000円とする。
- (2) 校長・副校長・PTA未加入教職員の転出・退職には、役員会で協議し決定する。
- (3) 教職員の結婚には、祝金として5,000円を贈る。

**第3条** PTA役員の勇退・退任があった場合は、次の記念品を贈る。

- (1) 会長は5,000円程度の記念品、その他役員は年数×1,000円程度の記念品とする。

**第4条** 慶弔・見舞金の執行にあたっては、本規程に基づき本会の役員がこれを行う。したがって、学年や学級単位では執行しないものとする。

**第5条** 上記以外の事例が発生した場合は役員会で協議し必要に応じて執行する。

ただし、その後の代表委員会で報告するものとする。

**第6条** この規定の改廃は、総会の承認を必要とする。

## 各委員会・委員に関する細則

**第1条** 本会には次の委員会・委員をおく。任期は1年とする。

- (1) 学年学級委員会 委員若干名
- (2) 成人教育委員会 委員若干名
- (3) 校外委員会 委員若干名
- (4) 広報委員会 委員若干名
- (5) 卒業対策委員会 委員若干名

**第2条** 委員の選出は次のように行う。

- (1) 委員は各学級（保護者会等）において会員の中から選出する。
- (2) 各委員会を代表する委員長・副委員長等は、委員の中から互選する。

**第3条** 委員は、次の役割をもつ。

- (1) 学年学級委員は、役員と共に学級担任・保護者間のコミュニケーションを円滑にするとともに、PTA活動全般への協力を行う。
- (2) 成人教育委員・校外委員・広報委員は、役員と共に学年や学級の単位に限定されない行事の企画・実施およびPTA活動全般への協力を行う。
- (3) 卒業対策委員会の役割等は、「卒業対策委員会に関する細則」に定める。

**第4条** この細則の改廃は、代表委員会の承認を必要とする。

**第5条**

## 役員選考特別委員会に関する細則

第1条 本会規約第7条および第14条に基づき、この細則を定める。

第2条 役員選考特別委員会は、次年度の役員候補者の選出を実施する組織であり、非常設機関である。

第3条 役員選考特別委員会は、会長、副会長、書記、学年学級委員、1名の教職員で構成される。

第4条 役員選考特別委員会の委員長、副委員長は互選により決定する。

第5条 役員選考特別委員会は、委員長が必要に応じ召集し、委員長が議長を兼ねる。

第6条 役員選考の手順と内容は、次の通りとする。

- (1) 役員選考特別委員会は、全会員からの自薦・他薦投票実施により、役員（会長・副会長・会計・書記）候補者を選出する。
- (2) 役員選考特別委員会は、選出された役員候補者を代表委員会に報告し、解散する。ただし委員長は、総会で役員候補者全員が承認されるまで任務を遂行する。否認があった場合は、否認された候補者を除いて承認とし、必要があれば別途補選を行う。
- (3) 児童のクラス替えがない学年の役員候補者選出は、年度内（3月末まで）に実施することができる。
- (4) 教職員の役員候補者は、学校側に選出を一任する。
- (5) 会計監査は、前年度の副会長または会計から選出し、総会に諮り承認を受ける。
- (6) 年度途中であっても、現任役員の推薦があり本人の同意がある場合は、臨時総会もしくは代表委員会の承認を得て、役員の任に就くことができる。
- (7) この細則の改廃は、代表委員会の承認を必要とする。

## 卒業対策委員会に関する細則

第1条 本会規約第7条に基づき、この細則を定める。

第2条 卒業対策委員会は、児童卒業に際し、卒業行事を円滑に行うために組織される非常設機関である。

第3条 卒業対策委員会は、6学年の各学級より選出した数名の会員で構成される。委員の選出は、5学年から実施することができる。

第4条 卒業対策委員会の委員長、副委員長は委員の中で互選する。

第5条 卒業対策委員会は、卒業アルバムの編さん、謝恩会の準備と実施、記念品の選定と連絡等の事務を行う。

第6条 この細則の改廃は、代表委員会の承認を必要とする。

## 個人情報取扱方法

### (目的)

第1条 この個人情報取扱方法は、足立区立足立小学校PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的として制定する。

### (指針)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

### (周知)

第3条 本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料または通知など適宜の方法により会員に周知する。

### (利用目的)

第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 会費請求、管理等のための連絡
- (2) 本会の事業に関する文書等の送付
- (3) 本会役員・委員・会員名簿等の作成

### (個人情報の取得)

第5条 本会が取り扱う個人情報及びその利用の同意については、PTA会長宛に書面で提出された次の事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 電話番号
- (3) その他必要とするもので同意を得た事項

2 前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

### (同意の取り消し)

第6条 会員は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目または全ての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。

2 不同意の申し出があった場合、本会は直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿等として既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

### (管理)

第7条 個人情報は、本会役員が適正に管理する。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

### (保管)

第8条 個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルにパスワードをかけるなど適切な状態で保管することとする。

### (第三者提供の制限)

第9条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(第三者提供に係る記録の作成等)

第10条 個人情報を第三者（第9条第1号から第4号の場合及び都、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供年月日
- (3) 提供する対象者の氏名
- (4) 提供する情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第11条 第三者（第9条第1号から第4号の場合及び都、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名/住所
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(秘密保持義務)

第12条 本会会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

(情報開示等)

第13条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第14条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会役員に報告する。

(苦情の処理)

第15条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附則

本取扱方法は、平成31年4月20日より施行する。

なお、この取扱方法は法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会役員会で協議・検討し、改定することができる。取扱方法を改定した場合は、第3条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。